

行橋市広域消費生活センター

消費生活センターニュース

令和4年7月号

割引価格の「初回」「モニター」「お試し」は、契約条件に注意！

インターネットの通信販売で、健康食品が初回購入のみ通常価格より安く売られていたので、1回だけ試すつもりで申し込んだ。しかし同じ商品がまた送られてきたため、電話で返品したいと伝えると、定期購入の契約になっているためできないと言われた。

健康食品などの通信販売で「定期購入」が条件になっており、すぐに解約できないというトラブルが増えています。通信販売には、クーリング・オフの制度はありません。解約条件などは広告や規約に記載されている条件に従うことになります。

注文する前に契約内容や解約条件、返品の可否や方法を必ず確認し、万が一に備えて注文時のメールなどの記録を残しておきましょう。困ったときは早めに消費生活センターに相談してください。

行橋市広域消費生活センター

JR行橋駅 西口前(行橋市西宮市2-1-39)

☎0930-23-0999 月～金 9:00～17:00



※ご来訪の際は、マスク着用のうえ、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただきますようお願いいたします。